



申請から奨励金交付まで

ステップ

1

廃品回収を実施

新聞・雑誌・雑がみ・ダンボール・紙パック・古布・アルミ缶・スチール缶を合計1トン以上回収する。

ステップ

2

関係書類の提出 ※ 郵送

団体回収後、「ごみ減量活動奨励金交付申請書」、「資源物回収内訳書」、「ごみ減量活動奨励金請求書」に必要な事項を記入し、提出する。

＜提出書類＞

- ごみ減量活動交付申請書（様式第1号）
活動状況がわかるもの（参加案内チラシ等）
活動時の写真（自主回収のみ）
- 資源物回収内訳書（様式第2号）
引取り業者の計量伝票、またはその写し
- ごみ減量活動奨励金請求書（様式第4号）
振込先指定口座の通帳表紙の写しと、詳細が書いてある1ページめくった表紙裏部分の写し（各1枚ずつ）

＜申請期間 年2回＞

＜前期＞

令和6年10月1日(火)から令和6年10月15日(火)まで

＜後期＞

令和7年3月3日(月)から令和7年3月17日(月)まで

＜申請窓口＞

〒489-8701

瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市役所環境課ごみ減量係

※申請は郵送のみです

※後期申請期間締切後の実施分については、翌年度に合わせて申請してください。

（後期申請期間締切前までの実施分については、翌年度に申請できません。）

※前期申請時に回収量が1トン未満の場合は、後期分と合わせて申請してください。

ステップ

3

奨励金額の決定

「奨励金交付決定通知書」を市から申請団体へ郵送で送付します。

※ 交付額は予算の範囲内で配分し決定します。

ステップ

4

奨励金の交付

通知後、2週間程度で指定口座に奨励金を振込みます。

令和6年度版

廃品回収活動に奨励金を交付します。

瀬戸市ではごみ減量を促進するため、廃品回収を実施した子供会などの団体に、回収量に応じて奨励金を支給しています。



新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック・古布・アルミ缶・スチール缶をあわせて1トン以上回収すると・・・



自主回収は100kgあたり600円、業者回収は100kgあたり400円を交付します。（一団体一年度内20万円まで）

※制度改定により、年度途中で交付額が変更されることがあります。

対象は、子供会・婦人会・PTA・町内会など

営利を目的としない団体です。

問い合わせ先

ごみ減量イメージキャラクター



〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市役所環境課ごみ減量係

電話 0561-88-2674

へらせっとくん

必要書類の書き方

請求書は訂正不可です。
間違いがあった場合は書き直しとなります。

様式第4号(第7条関係)

瀬戸市ごみ減量活動奨励金請求書

瀬戸市長 殿

年 月 日

※記入しないでください

団体名	〇〇子供会
郵便番号	489-8701
住所	瀬戸市 追分町64番地の1
氏名	環境 太郎
電話番号	88-2674

年 月付け 瀬戸第 号で交付決定がありました奨励金について、瀬戸市ごみ減量活動奨励金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり請求します。

請求額 金 円

金融機関名	<input type="checkbox"/> 瀬戸信用金庫 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> あいち尾東農業協同組合 (環境銀行) <input type="checkbox"/> 三菱UFJ銀行	
支店名	瀬戸	
種別	普通	口座番号 882674
フリガナ	マルマルコドモカイ カイタイ カンキョウ タロウ	
口座名義人	〇〇子供会 会計 環境 太郎	

添付書類
振込先口座の通帳写し(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人記載面)

様式第2号(第5条関係) 資源物回収内訳書 団体名 〇〇子供会

実施日	4月3日	6月5日	8月7日	月 日	月 日	月 日	種別合計
参加人数	12人	14人	15人	人	人	人	
新聞	自主	1210 kg	1100 kg	2000 kg	kg	kg	① 4310 kg
	業者	kg	kg	kg	kg	kg	② kg
雑誌	自主	800 kg	900 kg	850 kg	kg	kg	③ 2550 kg
	業者	kg	kg	kg	kg	kg	④ kg
雑がみ	自主	kg	kg	kg	kg	kg	⑤ kg
	業者	kg	kg	kg	kg	kg	⑥ kg
段ボール	自主	kg	kg	kg	kg	kg	⑦ kg
	業者	1000 kg	980 kg	1100 kg	kg	kg	⑧ 3080 kg
紙パック	自主	kg	kg	kg	kg	kg	⑨ kg
	業者	20 kg	50 kg	20 kg	kg	kg	⑩ 90 kg
古布	自主	800 kg	700 kg	750 kg	kg	kg	⑪ 2250 kg
	業者	kg	kg	kg	kg	kg	⑫ kg
アルミ缶	自主	kg	kg	kg	kg	kg	⑬ kg
	業者	20 kg	10 kg	20 kg	kg	kg	⑭ 50 kg
スチール缶	自主	kg	kg	kg	kg	kg	⑮ kg
	業者	10 kg	15 kg	10 kg	kg	kg	⑯ 35 kg

・自主回収分合計 (①+③+⑤+⑦+⑨+⑪+⑬+⑮)を「様式第1号 回収量①自主回収計」へ記入すること
 ・業者回収分合計 (②+④+⑥+⑧+⑩+⑫+⑭+⑯)を「様式1号 回収量②業者回収計」へ記入すること

様式第1号(第5条関係)

瀬戸市ごみ減量活動奨励金交付申請書

令和6年 10月 1日

瀬戸市長 殿

記載された住所に交付決定通知書を郵送します。
団体代表者が申請担当者のどちらかを記入してください。

団体名	〇〇子供会	
申請者	郵便番号	489-8701
	住所	瀬戸市 追分町64番地の1
	氏名	環境 太郎
	電話番号	88-2674

ごみ減量活動を実施しましたので、瀬戸市ごみ減量活動奨励金交付要綱第5条に基づき下記のとおり申請します。

記

回収量	① 自主回収計	9,110 kg	詳細は別紙の「様式第2号 資源物回収内訳書」による
	② 業者回収計	3,255 kg	
交付申請額	③ 自主回収分計	55.2 00円	①の値の100kg未満を切り上げた数量×(4+2)円
	④ 業者回収分計	13.2 00円	
	交付申請額計	68.4 00円	③ + ④

備考: 自主回収とは、瀬戸市ごみ減量活動奨励金交付要綱第4条第2項に規定する回収であり、業者回収とは自主回収以外の回収をいう。

添付書類

- 様式第2号 資源物回収内訳書
- 引取り業者発行の計量伝票又はその写し
- 活動状況がわかるもの(参加案内チラシ、活動報告等)
- 活動時の写真(自主回収のみ)